

○ 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成25年6月1日付）

成十七年内閣府・法務省・財務省令第二号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。) 及び附則第

十一条(第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適

用する場合を含む。)

十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。) 及び附則第  
十一条(第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適  
用する場合を含む。)

〔略〕

別表第二（第五条関係）

社債、株式等の振替に関する法律

第三十九条において準用する会社法第七百三十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第七百三十五条の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条(第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項にお

〔同上〕

別表第二（第五条関係）

社債、株式等の振替に関する法律

第三十九条において準用する会社法第七百三十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条(第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項にお

いて適用する場合を含む。)

一項において適用する場合を含む。) 及び附則第十一條(第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。)

三十四条第二項、第三十五条第二項及び  
第三十六条第二項において準用する場合  
を含む。）及び附則第二十一条（第一号  
に係る部分に限る。）

備考 表中の「」の記載は注記である。

いて準用する場合を含む。）及び附則第  
二十一条（第一号に係る部分に限る。）